**平成２２年（フ）第６８３２号**
大阪府八尾市幸町２丁目36番地　市営住宅12―７号
債務者　前田　百合（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８４８号**
大阪市大正区南恩加島２丁目３番15号
債務者　松村　里夏
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８７０号**
大阪府四條畷市田原台５丁目15番23号　グリーン・シャルマンＡ―102
債務者　細川　寿人
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９０３号**
大阪市平野区長吉長原２丁目11番48号
債務者　田中　友敦
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９０５号**
大阪市城東区古市３丁目17番26―1005号
債務者　西口　政博
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９１１号**
大阪府守口市大日東町21番４号
債務者　廣瀬　貞勝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９２５号**
大阪市此花区西九条５丁目３番６―404号
債務者　落　冨美子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９３１号**
大阪市天王寺区清水谷町12番６号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子西２丁目11番２号セルヴィス泉102号
債務者　原田　秀幸
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９３５号**
大阪府茨木市郡４丁目13番６号
債務者　宮田真由美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９９４号**
大阪市住之江区柴谷２丁目１番３―1210号
債務者　西川　春枝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６９９８号**
大阪府吹田市千里山西４丁目37番３号
債務者　中村　典江
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７００３号**
大阪市東成区大今里２丁目９番５―606号
債務者　苅山　陽二
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７００５号**
大阪市此花区高見１丁目６番26―312号
債務者　香川　勇児
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７００６号**
大阪市中央区谷町６丁目14番４号　ヴィラ谷町６―201
債務者　三好香代子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７００８号**
大阪市旭区清水２丁目19番14号
債務者　五十野裕之
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０１１号**
大阪市平野区平野西３丁目３番14―203号
債務者　福田　美恵（旧姓三嶋）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０１３号**
大阪府池田市住吉１丁目14番22―201号
債務者　松尾　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０１６号**
大阪府東大阪市新庄１丁目２番22号　ヴェスタｉｎ盾津101
債務者　豊田かおる
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部